

第 1 3 8 号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例  
足立区立学校設置条例（昭和 3 9 年足立区条例第 9 号）の一部を次の  
ように改正する。

別表の 1 小学校の部同東湊江小学校の項中「東和三丁目 2 0 番 1 1 号」  
を「東綾瀬一丁目 5 番 3 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 1 月 8 日から施行する。

（提案理由）

東湊江小学校の位置を変更する必要があるので、この条例案を提出い  
たします。